

“阪大生向けパソコン” に付属する保証・保険について

本文章は、大阪大学生協同組合(以下:大阪大学生協)が2024年度新入生の方に向けてご提案の「阪大生向けパソコン」に付属する、メーカー保証および動産保険について説明するものです。

1. 対象

(ア)大阪大学生協が2024年度新入生に販売し、かつ4年間のメーカー保証、動産保険が付属すると記載しているもの。

- A. Panasonic Let's note FV5 (メモリ16GB版・32GBともに)
- B. Panasonic Let's note SR3
- C. Apple MacBook Air

2. 機種ごとの保証・保険内容

(ア)Panasonic Let's note FV5

A) メーカー保証について

1. 期間

ご購入から4年間、またはご入学から4年後の3月31日までがメーカー保証期間となります。保証書にはメーカー保証1年間と記載がありますが、修理時は実際には型番により自動的にメーカー保証4年間として対応されます。
※充電器等本体以外の付属品は除く

2. 範囲

メーカーが想定している通常の使用における自然故障は無償で修理対応します。ただし、バッテリーは消耗品扱いのためバッテリーが原因の場合は修理ではなくバッテリーをご購入頂くことがあります。

B) 動産保険について

1. 期間

ご入学から4年後の3月31日までが動産保険適用期間となります。休学中も動産保険が適用されますが、休学により期間が延長されることはありません。ただし、退学等により大阪大学の学生ではなくなった場合は動産保険適用外となります。

2. 範囲

水濡れ、破損など、ご利用者様責任における事故を起因とするものは、修理費用が1年間あたり最大200,000円まで補償されます。補償金額は入学翌年の4月1日にリセットされます。なお補償限度額はパソコン本体価格(税抜)が上限となります。

3. 免責金について

修理にあたって、保険適用となる破損水濡れ等の事故1回につき5,000円の免責金をご利用者様にご負担頂きます。

4. 再購入補助制度について

修理見積金額が補償限度額の200,000円を超過、または全損と判断された場合、大阪大学生協で新しくパソコンを購入する際に200,000円の補償が適用され、実質的に同額分割引でパソコンを購入することができます。(再購入補助にあたって免責金20,000円が発生するため事実上の割引額は180,000円)

(ア)再購入補助が適用されるにあたって保険会社による審査が必要なため、2週間程度お待ち頂くことがあります。

(イ)もともとご利用されていたパソコンは修理せず返却されますが、同パソコンの使用・売却等は保険制度により認められません。

(ウ)再購入補助を適用した場合、破損・水濡れ等に対する補償、保険制度は終了となります。

5. 盗難に対する補償について

パソコンが盗難された場合、盗難補償により大阪大学生協で新しくパソコンを購入する際195,000円が割引されます。ただし、置き忘れや紛失など、ご利用者様の過失が大きいと判断された場合には保険請負会社の判断により適用されないことがあります。

(イ)Panasonic Let's note SR3

A) メーカー保証について

1. 期間

ご購入から4年間、またはご入学から4年後の3月31日までがメーカー保証期間となります。保証書にはメーカー保証1年間と記載がありますが、修理時は実際には型番により自動的にメーカー保証4年間として対応されます。

※充電器等本体以外の付属品は除く

2. 範囲

メーカーが想定している通常の使用における自然故障は無償で修理対応します。ただし、バッテリーは消耗品扱いのためバッテリーが原因の場合は修理ではなくバッテリーをご購入頂くことがあります。

B) 動産保険について

1. 期間

ご入学から4年後の3月31日までが動産保険適用期間となります。休学中も動産保険が適用されますが、休学により期間が延長されることはありません。ただし、退学等により大阪大学の学生ではなくなった場合は動産保険適用外となります。

2. 範囲

更新日：2025/02/10

水濡れ、破損など、ご利用者様責任における事故を起因とするものは、修理費用が1年間あたり最大150,000円まで補償されます。補償金額は入学翌年の4月1日にリセットされます。なお補償限度額はパソコン本体価格(税抜)が上限となります。

3. 免責金について

修理にあたって、保険適用となる破損水濡れ等の事故1回につき5,000円の免責金をご利用者様にご負担頂きます。

4. 再購入補助制度について

修理見積金額が補償限度額の150,000円を超過、または全損と判断された場合、大阪大学生協で新しくパソコンを購入する際に150,000円の補償が適用され、実質的に同額割引でパソコンを購入することができます。(再購入補助にあたって免責金20,000円が発生するため事実上の割引額は130,000円)

(ア)再購入補助が適用されるにあたって保険会社による審査が必要なため、2週間程度お待ち頂くことがあります。

(イ)もともとご利用されていたパソコンは修理せず返却されますが、同パソコンの使用・売却等は保険制度により認められません。

(ウ)再購入補助を適用した場合、破損・水濡れ等に対する補償、保険制度は終了となります。

C) 盗難に対する補償について

パソコンが盗難された場合、盗難補償により大阪大学生協で新しくパソコンを購入する際145,000円が割引されます。ただし、置き忘れや紛失など、ご利用者様の過失が大きいと判断された場合には保険請負会社の判断により適用されないことがあります。

(ウ)Apple MacBook Air

メーカー保証について

1. 期間

(ア)正式なメーカー保証期間はご購入から1年間です。

※本体以外の付属品は除く

(イ)Apple MacBook Air についてはご購入から1年目以降、ご入学から約4年後の3月31日まではApple 正規プロバイダが提供するメーカー保証と同等範囲のハードウェアに関する保証・無償修理が動産保険に付属して提供されます。

2. 範囲

メーカーが想定している通常の使用における自然故障は無償で修理対応します。ただし、バッテリーは消耗品扱いのためバッテリーが原因の場合は有償修理・交換になることがあります。また、OSやその他ソフトウェアに起因する故障の場合、Apple 正規プロバイダでは対応できず、ご利用者様からAppleへご連絡、対応して頂くことがあります。

B) 動産保険について

更新日：2025/02/10

1. 期間

ご入学から4年後の3月31日までが動産保険適用期間となります。休学中も動産保険が適用されますが、休学により期間が延長されることはありません。ただし、退学等により大阪大学構成員ではなくなった場合は動産保険適用外となります。

2. 範囲

水濡れ、破損など、ご利用者様責任における事故を起因とするものは、1年あたり最大150,000円が補償されます。

3. 免責金について

修理に際して保険適用1回(1事故)につき5,000円の免責金をご利用者様にご負担頂きます。

4. 再購入補助制度について

修理見積により、該当年の補償限度額(同年に既に補償がされていた場合は残額)を超過、または全損と判断された場合、大阪大学生協で新しくパソコンを購入する際に補償が適用され、実質的に同額割引でパソコンを購入することができます。(免責金20,000円の負担が発生し、実質的には補償限度額から20,000円差し引いた金額が割引されます。)

(ア)再購入補助によりパソコンを新しく購入された場合、その時点で動産保険は解除され、保証は新しく購入されたパソコンに付帯しているメーカー保証のみになります。

(イ)再購入補助が適用されるにあたって追加申請が必要なため、再購入補助制度を利用されるからお伺いしてから2週間程度お待ち頂くことがあります。

(ウ)もともとご利用されていたパソコンは修理せず返却されますが、同パソコンの使用・売却等は保険制度により認められません。

5. 盗難に対する補償について

パソコンが盗難された場合、盗難補償により大阪大学生協で新しくパソコンを購入する際に[補償額限度額 - 免責金5,000円]の金額分が割引されます。

なお、置き忘れや紛失など、ご利用者様の過失が大きいと判断された場合には保険請負会社の判断により適用されないことがあります。

3. その他注意事項

(ア)いずれの場合もメーカー保証適用・動産保険適用の判断は、メーカー、引受保険会社、およびそれらから委託を受けた修理業者により判断されます。

(イ)記載の金額は特別に表記のない限り税込金額を指します。

(ウ)保証限度額はパソコン本体の税抜金額が上限となります。

(エ)保険制度により補償される金額は、パソコン本体の税抜価格が上限となります。

(オ)破損や水濡れなど、過失による事故の修理時、1事故に対する保険適用につき5,000円の自己負担金(免責分)がかかります。

(カ)ACアダプタなどの付属品や通常使用時のバッテリー劣化などは動産保険の対象外です。

(キ)海外でパソコンが盗難や火災の損害に遭った際、損害内容により公的証明書が必要となります。

盗難の場合：現地警察のポリスレポートなど

更新日：2025/02/10

(ク)海外使用時の事故、電圧による故障についてはメーカー保証・動産保険の適用外であり、有償修理となります。

(ケ)見積もり等における大阪大学生協とご利用者様間での受け渡しに関わる送料はご利用者様のご負担となります。

(コ)修理等に際して海外拠点とのやりとり(荷物の送付受け取りなど)は対応いたしかねます。

(サ)次の場合は保証・保険の対象外です。

- A) 地震、噴火、津波などによって生じた損害
- B) 詐欺、横領などによって生じた損害
- C) 故意または重大な過失に起因する損害
- D) 戦争、暴動または公共機関による差し押さえなどによる損害
- E) 置き忘れや紛失
- F) 第三者に賠償請求が可能である損害
- G) 購入者が大阪大学の学生ではなくなった場合
- H) その他メーカー、引受保険会社、およびそれらから委託を受けた修理業者が対象外であると判断した場合等

4. メーカー保証・保険適用例

以下に挙げるものは想定事例であり、必ずしも同様の状況で同じ結果になるとは限りませんので予めご了承ください。

(ア)例1

Panasonic FV4 を購入し、2026年1月(≒2年生)の時に破損。修理見積りが100,000円だったので、自己負担額は免責金5,000円のみで修理。

その後2026年7月(≒3年生)でメイン基板故障により起動しなくなる。通常修理の場合費用が120,000円発生するが、メーカー保証範囲のため無償修理。

その後2028年1月(≒4年生)に再度に再度破損、修理見積りが200,001円以上だった。再購入補助が適用され、修理せずに大阪大学生協で再購入補助として200,000円割引で新品のパソコンを購入。

(自己負担金20,000円が必要になるため実質は180,000円割引)

再購入補助利用により保険制度は終了。

(イ)例2

MacBook Air を購入し、1年制の時に水濡れにより修理。修理見積りが150,000円だったので自己負担額は免責金5,000円のみで修理。

2026年10月(≒3年生)の時に破損、修理見積りが150,001円以上だった場合。修理せずに大阪大学生協でパソコンを購入する際に再購入補助として150,000円割引。

(自己負担金20,000円が必要になるため実質は130,000円割引)

再購入補助を利用すると動産保険はその時点で終了となり、保証は新たに購入した商品のメーカー保証のみとなる。